

羽黒修験の編成と檀那場 ―南部藩を中心に―

菅野 洋介

【要約】

本稿は、羽黒修験の檀那場のあり方について、仙台藩や南部藩を例に分析を試みたものである。また、南部藩主への羽黒修験からの祈祷札の献上行為などを取り上げ、藩領下における宗教者編成のあり方を示している。この他、羽黒山の「国峰」としての特徴についても留意し、東北地方における羽黒派と本山派の関係にも迫っている。

はじめに

本稿は、羽黒修験の檀那場編成のあり方について、羽黒山のなかで妻帯修験の代表的な存在として知られる玉蔵坊（真田家）の例から考察するものである。主に、十八世紀における羽黒修験の檀那場や湯殿山への参詣のあり方、さらに南部藩主への「献上札」や「伝馬」について取り上げ、当該期における藩領下における修験編成の性格の一端について迫っていきたい。

さて、羽黒山においては、既に明らかにされている通り、文化十三年の羽黒山内の改革が知られる。この山内改革では、羽黒修験の格式の再編成を含め、檀那場の再把握も確認できる^{〔註1〕}。このうち本稿で取り上げる玉蔵坊は、羽黒山内でも多くの檀那場を抱えている。但し、羽黒修験が檀那場を有しつつも、本山派修験との間で各地において主導権争いが認められる^{〔註2〕}。

宮家準氏は、このような主導権争いの問題について、慶長期の事例で見解を述べている。同氏は、慶長十六年「相馬上之坊が羽黒派の日光院に諸国の山伏は聖護院の霞の支配を受けることとなり出仕を要求した」としつつも、結局、徳川家康が本山派と羽黒派は各別とする裁定があったことを指摘し、さらに元和六年、「南部領では南部利直が慶長十年本山派安楽院に閉伊四八郷の先達許状を与えるなど本山派を優遇した」とする。これに対する形で、南部の羽黒修験を支配してきたとする在庁真田清鏡が南部利直の処遇に関連して、「南部氏の居城三戸城へ自刃した」とする。同事例は、本山派と羽黒派の激しい争いがうかがえるものである。さらに、この後も本山派と羽黒派の対立があり、延宝四年の幕府裁定で「羽黒山伏は本山派

の霞場に住むべからず」としたとする。同氏は本山派修験の優位な展開を示され、南部藩の羽黒派は本山派の修験総録、年行事に統括されたとする。概して本山派修験の優位な状況が判明する。このような状況に対して、寛延三年、輪王寺宮と羽黒山側が南部藩に働きかけて、領内の山伏約二千人を取り締まるとして、修験惣頭役大勝寺と頭巾役十四人を配置したことも明らかになっている。なお、「大勝寺は真田清鏡の崇りをおそれた南部利直が、その霊を荒玉としてまつり、その祈禱をさせた行人寺」として、南部藩で重視された寺院とする^(註3)。以上を整理すると、南部藩では十七世紀段階の本山派修験の優位性、十八世紀半ば以降の本山派修験からの羽黒派の「自立」の趨勢が確認できる。

現状ではこのような見解をふまえ、いくつか課題を述べたい。第一に、羽黒修験と檀那場との関わりについての研究史が比較的少ないことが掲げられる。これは羽黒派と本山派との争いに限らず、羽黒修験と檀那場との関係構築のあり方は研究史上の課題になっているとみられる。なお、宗教者の檀那場をめぐる問題について、渡辺尚志氏は、宗教者の「場」の所有について、立山信仰を例に言及している^(註4)。第二に、本山派と羽黒派の共存性の理解が進んでいないことが掲げられる。改めて藤田定興氏の指摘を取り上げると、同氏は福島県下における福島土船安樂院、梁川の大善院が本山派に編入されつつも、羽黒派の由緒を有した修験であることを述べている^(註5)。筆者は、既に大善院が本山派修験に編入されていくことを述べているが、藤田氏の指摘は、羽黒派と本山派に分化しきれない状況を念頭においたものと捉えておきたい^(註6)。なお、岩鼻通明氏は、羽黒修験と熊野三山の関係を取り上げ、出羽三山の縁起類が地方修験の立場を強調しており、後世の作為と指摘している^(註7)。第三に、羽黒派と本山派の関係を考えるにあたって、東北における「国峰」の問題に掲げたい^(註8)。「国峰」は、これまで近世の修験研究において積極的に意識されておらず、分析の視角に含めるべきであろう。最後に南部藩、特に藩主の信仰の問題を取り上げたい^(註9)。各藩の藩主の意向が、いかに藩政下の宗教秩序に影響を及ぼしたかについては比較的研究成果がない。本稿で取り上げる南部藩の藩主が、羽黒修験といかなる関係を構築していたのかは、羽黒山側の檀那場のあり方を考えるにあたって注目すべきであろう。

そこで本稿では、まず羽黒修験(玉蔵坊)の檀那場のあり方を深めることを目的に檀那場と羽黒山を取り結ぶ「肝煎」などに注目する。特に、湯殿参詣と関係する「牡鹿遠嶋」の例を取り上げる。次に、南部藩における檀那場編成と大勝寺のあり方、さらに玉蔵坊の南部藩における檀那廻りの一例を取り上げ、南部藩における羽黒修験の性格について明らかにしていきたい。以上を通して、冒頭の課題に迫るが、当該期の藩政下における本所による宗教者編成に関わる研究史との関係にも展望していきたい。

第一章 檀那場の権益と肝煎

(1) 檀那場の権益について

【史料1】^(註10)

奥州南部之内、閉伊四拾八郷、同国仙台大崎之内、遠嶋六拾六郷・小鹿三拾三郷、同葛西之内二之追四拾八郷石越石之森迄、右無残処御師在庁役、同葛西之内、気仙・本吉一之追三之追無能、右無残処在庁役寛文十三年延宝七年任両先判之旨、相違有間敷者也、仍如件

羽黒山執行別当

公雄代和合院照寂^印

元禄三庚午年七月十五日

在庁 真田七郎左衛門

本史料は、元禄三年に閉伊郡、遠島、牡鹿、さらに葛西の一部エリアが真田在庁（玉蔵坊）の檀那場であることを示したものである。発給者は、羽黒山別当の公雄の代である和合院である。羽黒山側が真田家の檀那場を保障しており、檀那場の権益は、羽黒山に存在していたことになる。なお、史料では寛文十三年・延宝七年の先例を記しているが、前者は「羽黒山執行尊重院 圭海」、後者は「羽黒山学頭凌雲院兼羽黒山執行別当僧正胤海」から真田家へ出されたものとみられる^(註11)。閉伊郡を始めとして、遠嶋などの檀那場の由緒化が確認されよう。

さらに、元禄八年には庄内における檀那場の改めが実施されている^(註12)。その例では村名と修験名が書き上げられている。同年六月六日には、南部の「北閉伊郡高沢村和光坊」による「肝煎」の改帳も作成されている^(註13)。ここでは「拙僧共仕廻中谷地坊并和光坊兩人相廻り吟味可仕所二吉野坊遣金無御座由被申候間、拙者一人相廻り、兩人之仕廻中肝煎人数相改」などとあり、檀那場の把握には「肝煎」の把握と不可分であったことが判明する。

次に、文化十三年の山内改革の時期における「檀那場之事」を取り上げる。

【史料2】 (註14)

檀那場之事

奥州南部之内、閉伊四拾八郷、同大島之内、遠嶋六拾六郷、右こし石之森迄、同葛西内小鹿三拾三郷、二之廻四十八郷御師在庁役、同葛西之内、気仙・本吉・老之追・三之追 無能、

右無残処、在庁役任寛文十三年丑九月廿五日・延宝七年・元禄三歳午七月十日、先判之旨宛行之処永不可有相違者也

文化十三丙子年八月廿日 大僧都覺諄(花押) ㊦

玉蔵坊

本史料では、先の史料1と同様に檀那場が確認される。注目すべきは、文化十三年の年次と発給者の覚諄である。既に明らかにされているように、当年は覚諄の山内改革が実施されている。したがって、山内改革に伴い檀那場の再把握がなされた一例とみられる。なお、本史料と同様に多くの同年作成の史料が羽黒修験側に伝来しており、改革時期に檀那場の確認がなされたと評せよう(註15)。

以上、玉蔵院の檀那場を確認した上で、次にそのなかの「牡鹿遠嶋」について取り上げる。

(2) 檀那場と肝煎―牡鹿遠嶋を例に―

次の史料は、牡鹿遠嶋における湯殿山への参詣道者の宿坊に関する内容を記したものである。あくまでも湯殿山への参詣を示したものとなるが、玉蔵坊との関係も記されている。なお、本事例は仙台領内のものとなる(註16)。

【史料3】 (註17)

(表紙)

一 牡鹿遠嶋湯殿参詣之道者

宿坊触渡申口上之事

行法触渡申口上之事

牡鹿遠嶋より湯殿参詣之宿坊役、先年従御本寺真田在庁方江被下置候処二、脇坊へ相紛在庁方へ相付不申候二付、自今相紛不申様二牡鹿遠嶋無

残宿坊指南札毎年相賦申度段在庁方より書状を以御代官衆へ願之申上候処ニ、四人之大肝煎衆へ御直書被成下御支配中相廻り可申由被仰下候ニ付、各里先達衆へ触渡申口上之事①、抑三山大権現と奉申ハ慚愧懺悔之御山にて慈悲正直ヲ本として御山参詣之輩者則身則仏之祈願所ニ叶、祈願も御納受可有之御山也、然処ニ相紛宿坊へ相着不申時ハ、先第一三山之一之来戸にて他国を名乗、或他郡他村之者と名乗候得ハ、御山留帳ニも他所之名先にて御着候儀、乍憚神ハ非礼ヲ不受迎、神慮ニ相背ケ申様ニ存候②、剩後日にも相知候得ハ、紛着由宿坊より科料として道者老人ニ白銀老杖ツゝ相出、其上宿坊ハ住職下山、且亦山先達ハ御追放と山中之御掟目厳重相極り候得ハ、大分之修法者ヲ相痛申儀、酬之程も不可有遁候、然時ニ御山成就之印も有之間敷候、殊更道者之内にて頓死頓病或ハ如何様之急事等茂有之候而宿坊より国元へ付届之首尾仕候ニも他領ヲ名乗脇宿へ紛着候得而ハ道者之ためニも不宜儀ニ存候条、自今ハ少々不勝手成儀有之候共、牡鹿遠嶋宿坊不紛御着可被成候御山相懸申始末之儀者、別而拙僧方より指南可仕候、勿論荷物等之儀も山中之並方ニ御座候而左様ニ御心得可被成候、若各里先達衆指合有之候而、道者衆計御参詣之節ハ、拙僧方へ可被仰聞候五人にても三人にても拙僧無異儀先達可仕候、右之品々御尤ニ被思召候ハ、各各下へ判形可被成候、為其行方指南如件

宝永元年九月廿八日

羽黒山行法触頭 五大院 ㊸

女川浜大肝煎 丹野左五右衛門殿御支配

女川浜肝煎 安兵衛殿㊹

針浜肝煎 安右衛門殿㊺

(後略以下、表1参照)

史料の表題から考えれば、本史料は湯殿山参詣の「行法」を示したものと見えよう。史料の巻末部分には、羽黒山行法触頭の五大院他、「大肝煎」や「肝煎」が記されている。特に、羽黒修験側の五大院が作成者に入っていることが重要である。檀那場の把握にあたり、「肝煎」などが記載されることも注目されよう。

史料冒頭では、先年より本寺から真田在庁（玉蔵坊）へ「宿坊役」を下されるところに、「脇坊」に紛れて真田在庁に参詣者を迎えられない旨が述べられている。そのため、参詣者の宿坊に混乱がないよう、牡鹿遠嶋の宿坊については、「指南札」を毎年配りたい旨を在庁（玉蔵坊）から代官衆へ要請したとする。四人の大肝煎衆には「直書」を作成し、支配中を廻る旨の指示があり、各先達衆へ触渡した「口上」を示すとする（傍線部①）。ここでは湯殿参詣への玉蔵坊の関与を確認したい。

表1 羽黒修験五大院触渡し一覧

No.	大肝煎名	地点名	片書き	該当者	追記事項
1	女川浜大肝煎 丹野左五右衛門	女川浜	肝煎	安兵衛	
2	同上	針浜	同上	安右衛門	
3	同上	浦宿	同上	又兵衛	
4	同上	大沢	同上	定右衛門	
5	同上	鷺神浜	同上	左平次	
6	同上	宮ヶ崎浜	同上	長右衛門	
7	同上	石浜	同上	清右衛門	
8	同上	小乗浜	同上	次郎作	
9	同上	高白浜	同上	次左衛門	
10	同上	桐ヶ崎	同上	彦右衛門	
11	同上	竹浦	同上	茂兵衛	
12	同上	尾浦	同上	左伝次	
13	同上	御前浜	同上	嘉左衛門	
14	同上	指浜 (指ヶ浜)	同上	弥右衛門	
15	同上	出島	同上	文右衛門	
16	同上	横浦	同上	利兵衛	
17	同上	同浜	本道寺行人	円海坊	
18	同上	野々浜	肝煎	久右衛門	
19	同上	一飯後浜 (飯子浜)	肝煎	喜兵衛	
20	同上	江島	肝煎	孫右衛門	
21	同上	塚浜	肝煎	権十郎	
22	大原大肝煎 石森村市右衛門御支配	大原	肝煎	小左衛門	
23	同上	同所	山伏先達	長学坊	
24	同上	同浜	真言宗	大光寺	
25	同上	給分浜	肝煎	彦右衛門	
26	同上	同浜	修験宗先達	見明院	
27	同上	小淵浜	肝煎	三七郎	
28	同上	十八成	肝煎	善四郎	
29	同上	鮎川浜	肝煎	又兵衛	
30	同上	同所	真言宗観音寺	先達御房	
31	同上	長渡浜	肝煎	次郎右衛門	
32	同上	同浜	真言宗先達	長龍寺御房	
33	同上	同	同宗	金剛寺御房	
34	同上	同浜	修験宗先達	大宝院	
35	同上	網地浜	肝煎	七右衛門	
36	同上	同浜	本山派先達	大性院	
37	同上	新山	肝煎	与左衛門	
38	同上	泊浜	肝煎	次郎右衛門	
39	同上	谷川	肝煎	正助	
40	同上	鮫浦 (鮫ノ浦)	肝煎	次郎作	
41	同上	寄儀	肝煎	七郎左衛門	
42	同上	同浜	真言宗先達	承泉坊	
43	狐崎大肝煎 平塚正兵衛御支配	小網倉浜	肝煎	清左衛門	
44	同上	富貴浦 (福貴浦)	肝煎	正助	
45	同上	狐崎浜	肝煎	八右衛門	
46	同上	田代浜	肝煎	次郎左衛門	
47	同上	同浜	肝煎	次郎右衛門	
48	同上	竹浜	肝煎	十郎兵衛	
49	同上	牧浜	肝煎	正五郎	
50	同上	小積浜	肝煎	惣五郎	
51	同上	荻浜	肝煎	権四郎	

52	同上	侍浜	肝煎	伝右衛門	
53	同上	月浦	肝煎	五郎兵衛	
54	同上	桃浦	肝煎	三郎左衛門	
55	同上	折浜	肝煎	十兵衛	
56	同上	狐崎	真言宗先達	養性院御房	
57	同上	竹浜	本道寺行人	万正院	
58	同上	桃浦	本山宗先達	三明院	
59	同上	小竹浜	肝煎	正三郎	
60	同上	同浜	真言宗	威光院	
61	同上	佐須浜	肝煎	三七	
62	同上	祝田浜	肝煎	弥五左衛門	
63	牡鹿大肝煎 伊藤勘左衛門御支配	渡波町	肝煎	市郎左衛門	
64	同上	同所	本山先達	常光院	
65	同上	同所	本道寺行人	地藏院	
66	同上	根岸村	肝煎	次郎作	
67	同上	同所	本山派先達	周明院	
68	同上	流留村	肝煎	権四郎	
69	同上	沢田村	肝煎	清三郎	
70	同上	沼津村	肝煎	七左衛門	
71	同上	同村	本山派先達	賢龍院	
72	同上	真野村	肝煎	茂平次	
73	同上	同村	本山派先達	明性院	
74	同上	同村	同断	喜明院	
75	同上	水沼村	肝煎	太五右衛門	
76	同上	同村	本山派先達	光明院	
77	同上	高木村	肝煎	善内	
78	同上	同村	本山派先達	東学坊	
79	同上	同村	同断	般若坊	
80	同上	大瓜村	肝煎	太儀右衛門 儀右衛門	太儀右衛門殿跡役儀右 衛門殿～相渡申候二付 如此候
81	同上	同村	本山派先達	法姓院	
82	同上	南境村	肝煎	左次右衛門	
83	同上	同村	本山派先達	清浄院	
84	同上	高屋敷村	肝煎	善三郎	
85	同上	同村	本山派先達	玉泉院	
86	同上	小齋村	本山派先達	成就院	
87	同上	蛇田村	肝煎	伊右衛門	
88	同上	住吉町	檢断	仲右衛門	
89	同上	同町	本山派頭襟頭	龍光院	
90	同上	同町	本山派先達	修善院	
91	同上	石巻	檢断	所左衛門	
92	同上	同所	本山派先達	常学院	
93	同上	同所	同断	明宝院	
94	同上	新田町	本道寺行人	宝行院	
95	同上	門脇町	檢断	十郎左衛門	
96	同上	同所	本山派先達	慶学院	
97	同上	湊町	檢断	五郎兵衛	
98	同上	同所	本山派頭襟頭	普明院	
99	同上	同所	本山派先達	清学院	
100	同上	同所	同断	東学院	
101	同上	同所	本道寺行人	最上院	天竜海事
102	同上	新田町	記載なし	平塚右衛門	米谷弥市郎殿御家来
103	同上	同町	記載なし	加藤甚左衛門	同名三郎兵衛殿御家来

後半の主な内容は、各先達衆に触れ渡した「口上」の内容となる。主に羽黒三山権現の認識や宿坊について記している。傍線部②にあるように、宿坊を変え留帳に他所の名前を記すことがあれば、「神慮」に背くことになるとする。後日、その事が発覚した場合、科料として道者一人につき白銀壹枚を出すことが記されている。また、それを破ると山中追放の旨も記されている。この他、道者が山中で病気など急を要する際には、国元へ連絡ができず支障がある。また牡鹿遠嶋の宿坊は、五大院が「指南」することを示している。以上の内容を五大院や旦那場の「肝煎」らが容認したことになる。

後略部分には、各地の肝煎が連名されている。この「肝煎」については、前掲の表1に整理した。以下、表1を参照として檀那場の状況を確認してみた。まず、史料中にも表記されているように、表1 No.1は女川浜の大肝煎丹野左五右衛門の支配下として、女川浜の肝煎安兵衛が該当していることを示している。

また、表1で示しているように、この丹野の支配下が二名認められる。このうちNo.17には、肝煎の代わりに宗教者とみられる「本道寺行人」が確認できる。本道寺は、一般に月山の参詣口としても知られる重要な参詣口の一つに位置づけられる寺院である^{註18}。表1では、続けて石森村右衛門の支配が列挙される。肝煎が記される他、ここでは「山伏先達」「真言宗」などと記され、宗教者が確認できる。注意されるのは、羽黒山側と宗派を異にする「真言宗」の表記である。No.36は「本山派先達」とあり、羽黒修験の支配下に本山派修験が関係している。この他、No.89・No.98では「本山派頭襟頭」とあり、本山派修験のなかでも有力層の関与がうかがえる。さらにNo.102・103では武家の関与も確認される。このように湯殿山の道者参詣をめぐるのは、本山派修験や真言宗、本道寺行人などの関与も判明する。特に、このような状況は羽黒修験と本山派を分化して捉える研究史の指摘に対して、むしろ両派の混在性を示すものとして注目すべきであろう。また、本事例が仙台藩領内であることも確認しておきたい。

ところで、玉蔵坊には、いくつかの檀那場に関係する史料が伝来している。たとえば安永三年作成の「仙台出目帳」と表紙にある史料も伝来している^{註19}。この史料によれば、梅崎村などの村名の他、「宿 正泉院」とあり、檀那場廻りの際の宿を記している。また史料中には「肝煎」「組頭」とも記載される。先の史料3のように肝煎が檀那場に存立し把握されている。この他、文化十三年の仙台藩と南部藩の檀那場の概況を示す史料も伝来している^{註20}。これは同年の羽黒山内の山内改革に伴い作成されたものとみられるが、両藩へ檀那場を有していることが確認される。なお、史料群のなかには、檀那場における神子編成についても記された史料が伝来する^{註21}。羽黒修験の宗教者編成が、神子に及んでいることも注目される。次に、南部藩における羽黒修験の檀那場のあり方を取り上げる。この問題を取り上げるにあたっては、同藩領における本山派修験との関係に注意しつつ、修験編成の特質に迫りたい^{註22}。

表2 閉伊郡支配修験一覧

No.	村名	修験名
1	長沢村	大覚院・長覚坊・慈法院・金蔵坊・慈覚坊・愛染坊
2	臥井村	成就院・了珠院
3	宮古村	長楽院
4	松山村	花蔵院・義円坊・喜明坊
5	千徳村	大行院
6	金澤村	海蔵院・大樹院
7	磯鶴村	橋本坊
8	津軽石村	慈眼院
9	磯鶴村	長順院・法徳坊・宝順坊・万蔵坊・重光坊・泉光坊・法勤坊・長覚坊・見蔵坊・了覚坊・和光院・斎蔵坊・円蔵坊・林光坊・不動坊
10	穴沢村	藤本坊・円蔵坊・来迎坊
11	中里村	弥勒院
12	北本村	不動坊
13	川井村	正覚坊
14	片巢村	東寿院
15	川井村	正泉院・和光坊・長善坊・加納坊・不動坊
16	箱石村	成就院・万蔵院・岩本坊・東覚坊
17	台屋村	仲常坊・善明坊・長順坊・吉野坊・大光坊・大泉坊
18	田代村	智宝坊
19	和井内村	法林坊・吉本坊・金剛坊・法円坊・円覚坊・不動坊・宝定坊・正覚坊・長順坊
20	浅内村	甚照坊・吉野坊・斎藤坊・小納言(ママ)
21	百芸村	大覚坊・宝常院・不動院
22	苅屋村	成就坊・龍蔵院・長覚坊・円通坊・不動坊・福円坊
23	田老村	利性坊・円吉坊・長順坊・清光坊
24	乙茂村	蓮花坊・久殊坊・覚法院
25	岩泉村	法玄坊・久誠坊・東光坊・千光坊・大千坊・万蔵坊・和光坊・日光坊
26	式升石村	大泉坊・吉野坊・日光坊・吉野坊・吉本坊・養善坊
27	田野畑村	万蔵坊・了覚坊・東光坊・吉蔵坊
28	安家村	宝積坊・覚性坊・不動院・福泉坊・円蔵坊
29	大槌村	大覚坊・左門坊・正覚院
30	金沢村	長覚坊
31	吉里之村	頼玄坊・大泉坊・正覚院
32	船越村	正覚坊・万法院
33	織笠村	東鏡院・多門坊・喜法坊・和光坊・正円坊
34	山田村	自元坊
35	大澤村	天聖院
36	山田村	万蔵院・吉野坊・宝性院
37	小槌村	宝順坊・三蔵坊・正順坊・吉野坊
38	大槌村	蓮花坊・覚本坊
39	鶴住吉村	定順坊

玉蔵坊文書5-455より作成。

第二章 南部藩の檀那場と大勝寺

冒頭で述べたように寛延三年、輪王寺宮の意向にそって南部藩の支配編成が改編される。すなわち天台宗寺院の大勝寺が羽黒修験の中核寺院として位置付けられることになる。本章は、改めてこの点について取り上げたい。

(1) 寛延三年の檀那改めと大勝寺

まず次頁の寛延三年に作成された史料4-1をみていきたい^(註23)。表紙の記載でわかるように、南部藩領の閉伊郡における羽黒修験を書き上げたものである。なお、史料に記載された修験の一覧を表2にまとめた。

【史料4—1】

(表紙)

「寛延三年

南部閉伊郡御末流修験御改帳之写

午九月

【史料4—2】

都合百三拾三人

外二頭襟頭四人

合而百三拾七人

頭巾頭

宮古廻り頭巾頭

宮古村

善龍院

同断

八木沢村

久殊院

大槌通り頭巾頭

小槌村

妙蓮院

野田通り頭巾頭

岩泉村

弥勒院

右南部大勝寺并郡々江頭襟頭被 仰付也、仍而森岡^(マツ)大勝寺物頭役被仰付、右頭襟頭へ之御御置目等持参也

寛延三庚午九月

表2からわかるように、閉伊郡における羽黒修験の広範囲な展開が確認されよう。また史料巻末の史料4—2では合計一三三人の修験が認められ、他に頭襟頭四人がみられる。おそらく、四名の頭襟頭が、史料中にある宮古村善龍院・八木沢村久殊院・小槌村妙蓮院・岩泉村弥勒院にあたろう。注目すべきは、傍線部にあるように大勝寺が「物頭役」を命じられたことである。なお、表2をみると、No.9・19・25のように一つの村に多くの修験が居住していることがわかり、修験の濃密な展開もうかがえる。

以上、ここでは寛延三年に大勝寺の「物頭役」認定と檀那場の把握が進められたことを確認したい。

(2) 「雑書」にみる大勝寺

寛延三年の大勝寺については、盛岡(南部)藩側の史料にあたる「雑書」でも確認できる^(註24)。

同年十月八日の記事には、大勝寺の記載がみられる。そのなかの六月二六日の記事には「羽黒山別当代医王院より飛脚到着」とあり、そして「大勝寺并羽黒修験六人、羽黒山へ罷登候様ニと申来候」と続き、大勝寺他六名の修験が羽黒山へ出向くことが命じられている。続けて「雑書」には、「口上之覚」が記されている。

その中では「東叡山 御命旨を以、南部領内羽黒派修験惣頭役被 仰付候」とあり、ここでも大勝寺が「惣頭役」に命じられたことが示され、さらに六人の修験には「頭襟頭」も命じられている。先の史料4と照合できる内容である。なお、同史料には三ヶ条目が記されている。ここでは概要を確認しておく。

①羽黒修験の「一派法式」、貞享元年の公儀からの御定目、元禄五年の「御国御定目」を守ることが寛永寺より命じられている^(註25)。

②閉伊通りの羽黒修験七名と花巻・和賀郡の内で一名の合計八名に頭襟頭が命じられた。そのため大勝寺へ呼び寄せ、「一派之法式」を守る。

③花巻の羽黒修験の本末帳を認めるように命じられ、大勝寺が実施した。

概して、大勝寺の羽黒修験編成が認められる。続けて、「雑書」には寛永寺側からの「令旨」と「奉書之写」が記される。寛永寺側と羽黒山側、そして南部藩の合意が、大勝寺の「惣頭役」の成立と関わっていることになる。さらに、「雑書」には羽黒山医王院から、次の史料が書き留められている。

【史料5】

大勝寺

一、於羽黒山医王院より申渡之写

今般復先例、南部御領内羽黒派修験惣頭役、其寺へ被 仰付候 御令旨等被成下候、向後万端念入、一派之法式帳無之諸事穩便ニ相詰候様ニ可被下旨被 仰出候条宜被敬承候、且又先年依 御公義、修験共本山年行事より支配請候品は前々之通ニ候間、此段可被得其念候、以上

寛延三年九月 羽黒山執行別当代

医王院

南部森岡

大勝寺(後略)

本史料は、寛永寺及び羽黒山側から大勝寺に対する主導性を認めた内容を示したものである。注意されるのは、傍線部にあるように羽黒派が本派修験の支配を受けることが記されている点である。「雑書」には、続けて「東叡山 准后宮様被為 仰付候」などの文言が入った書簡が写されている。ここでも輪王寺宮の羽黒修験編成の進展がうかがえる。

寛延三年における大勝寺の「惣頭役」の成立は、本山派修験の意向を一部甘受したものであったことが判明するが、閉伊郡では八名の頭襟頭が認められ、羽黒修験の存立が定まってくこともうかがえた。以上の内容をふまえ、次に盛岡（南部）藩と玉蔵坊との関係を取り上げてみたい。

第三章 大勝寺と南部利直の由緒をめぐって

南部藩と羽黒修験の関係をとり上げるにあたって、改めて森毅氏の成果を確認する^{註26}。同氏は、「羽州羽黒山中興覚書」を典拠にし、真田式部家の切腹事件を取り上げ、この切腹事件を経て、南部利直が崇りを恐れ、盛岡に「祈願寺・大勝寺」を創建したと指摘している。このように大勝寺は、盛岡（南部）藩に新たに作り立てられた寺院になる。一方で、同氏は真田式部家の檀那廻りが文政二年に復活したと述べるなど、十八世紀段階を羽黒修験の衰退時期とする。端的に言えば、本山派修験の優位性を指摘している。しかしながら、先に述べたように寛延三年に大勝寺が輪王寺宮から新たなに「惣頭役」を命じられるなど、羽黒修験側の動向を改めて捉えなおすべき動向もみられる。

そこで、まず玉蔵坊と南部家の由緒の確認、次に天明期における玉蔵坊の盛岡への檀那廻りを取り上げ、羽黒修験の南部藩における位置づけを試みる。

（1）南部家と玉蔵坊の由緒

次の史料は、玉蔵坊（在庁才次郎）と南部家のあり方を示した「口上之覚」である^{註27}。八つの箇条からなり、中略部分には、献上品の「御門板札」「御守」「御樽」などが記されている。本史料は、南部藩主と羽黒修験が献上行為で社会関係を有していたことを示したものとなる。

【史料6】

口上書覚

- 一 御城主信濃守利直公様江戸御出府之砌 御姫君様御病氣二付、於羽黒山大権現宝前御息才延命之御祈禱、拙者先祖才次郎江被 仰付候御直書所持仕候事

- 一 南部山城守重直公様より御前表被為濟候付、為御祝儀御守札差上候処、為御札御直書被成下所持仕候事
- 一 公方様御煩ニ付、湯殿山・羽黒山砂金壹枚御上御本復之御祈念仕、則御守札江戸表江差上候様利直公様才次郎并源次郎江被 仰付候御直書所持仕候事
- 一 上様御煩ニ付、湯殿・羽黒両山江砂金壹枚、利直公様より御上被成置、御祈念仕候而御守札差上候付被 仰付、野田記兵衛様より両人江御直書被下置所持仕候事
- 一 上様為御祈禱氣害為御初尾御備御祈念仕、江戸表御年寄中迄御守札差上達 上聞候ニ付、御慶被成置、猶又御姫君様御雲氣ニ付、御平癒之御祈念仕候様被 仰付候、両山江為御初尾金五両宛御備被成置、猶又御使者文学殿与御座候、利直公様先祖才次郎江被下置候御直書所持仕候
- 一 元和五巳未年秋中、在序式部御城下江罷越、先格之通御目見仕度、其上五穀成就札等御領内江遣度存候趣、先格之事故御願申上候所、彼是与被 仰出、同申ノ春中迄逗留仕着度御目見等之儀奉願候処、不被 仰付、於 御城下、終二月三日式部自害仕候、其節利直公様より御懇意ニ被仰出旨趣等茂有之候哉、御尋被成置召連候大満坊与申山伏江御尋御座候式部末期申置候者、爰元檀那場霞之儀、倅江無相違被 仰付度申置候、右之趣及御披露候所、少茂無相違可申付旨、信濃守様御笑止与思召被成下御書状所持仕候、尤御名前石井伊賀守直光・野田内匠頭直盛与御直判相見江申候、将又其後神馬九疋代参三拾人為初尾金三拾兩御備、依之其砌より永代羽黒山麓二王門前江今以午二而号神馬御立被差置候、則此儀御座候、乍憚 御上御記録可有御座奉存候、
- 一 在序式部同才次郎寛文之頃迄格年(マ)罷越、先規之通御領内迄廻村仕候所、同源次郎病死後相続仕候者、拙者方も無之、依之則式部跡兼帯仕候、此段左様思召被成下度奉存候
- 一 寛文五巳之年、先祖御城下罷越、其已来数年中絶仕申上候様無御座奉存候、本書ニ願上候通御武運長久為御子孫繁栄御祈禱御札差上候様先格之通被 仰付被下置難有仕合奉存候、御尋之筋御座候者、乍憚口上ニ可申上候、何分宜御沙汰奉願候、以上

(中略)

右之通献上仕度奉存候、宜御披露奉頼存候、以上

戊三月六日 羽州羽黒山 在序才次郎印

寺社御奉行所

それぞれ箇条ごとに概要を確認する。

①南部利直が江戸出府の際に「姫君」の病氣平癒を玉蔵坊の先祖の「才次郎」が実施した「直書」を所持している。②南部重直の時代に「守札」を差し上げる旨の「直書」を所持している。以上の①②の内容は、南部氏へ羽黒修験が祈禱を実施したことの確認と言えるものである。

③「公方様」が病氣の際に、湯殿山・羽黒山ともに本復の祈念を行った。南部利直より守札を江戸へ送ることを才次郎・源次郎へ命じられた「直書」を所持している。④「上様」(徳川将軍)が病氣のため、湯殿山・羽黒山へ南部利直から「砂金壹枚」が献上され、それに対して祈禱の実施、守札を差し上げることが命じられ、野田記兵衛から湯殿山・羽黒山へ「直書」が下され、それを所持している。⑤「上様」の病氣に対して祈禱を実施し、江戸の年寄まで守札を出すことを命じられた。また、姫君に対する「祈念」の実施を命じられ、両山へ初尾金を備えた。この他、藩主の南部利直が先祖才次郎(玉蔵坊)に下した「直書」を所持している。以上の③④⑤は、一部、南部家と玉蔵坊が関係をもちつつも、羽黒修験が徳川将軍に関係する祈禱を実施したことの確認となる。

⑥元和五年の秋中に在庁である真田式部が盛岡城下へ出向き、先例の通り御目見を要請した。結局、御目見が認められず、二月三日に真田式部が城下で切腹したという。その際、南部利直より「懇意」とする旨などの「御尋」があり、大満坊という山伏へ「御尋」があった。真田式部は倅に檀那場を引き継がせる旨を命じられたとした。この旨について問題のない内容の書状を信濃守様が所持しているなどとする。その後、神馬などが羽黒山へ奉納された。この内容については「御上」の記録に認められるとする。⑦真田在庁才次郎は、寛文頃まで隔年で盛岡へ出向き、領内を廻村していた。才次郎病死の後には、引き継ぐ者がいなかったが、「拙者」が式部の跡を兼帯している。⑧寛文五年に先祖が盛岡城下へ出向き、それ以来中絶することはなく、本書で願っている通り、祈禱札の献上を要請したい。⑥⑦⑧は、概して元和期以降の真田家(玉蔵坊)に限った内容と言えるだろう。南部藩との関係を記したものとなる。

注意されるのは、③で羽黒山のみでなく湯殿山への関与をうかがわせること^(註28)、⑧にみられるように寛文期とした由緒のあり方であり、南部氏の祈禱札の献上行為の有無が重要になろう。注目すべきは、南部氏の「神馬」や初尾金の奉納行為である。いずれにしても、本史料から羽黒修験(玉蔵坊)側は南部氏との関係を由緒化していることが判明する。

これらをふまえ、次に盛岡(南部)藩領における檀那廻りに関する史料を取り上げたい。

(2)天明期における献上の守札と伝馬について

玉蔵坊文書の史料群には、盛岡(南部)藩と玉蔵坊の関係を示す史料がいくつか伝来している。このうち天明六年から同七年にかけて、いわゆる

御用留形式の史料が認められる（註29）。

この史料では、安永七年の南部（盛岡）城内における殿様（南部氏）の「御目見」や三閉伊の檀那廻りについて記している。このうち「口上覚」のなかには、「安永七戊戌年三月 御城内罷下り書付を以奉願上候処、殿様 御目見并三閉伊旦那場廻村御伝馬御賄諸事古例願之通被 仰付難有仕合奉存候、（後略）」とあるように、羽黒修験の南部藩主への御目見や三閉伊への檀那廻り、そして「伝馬」が先例の通り認められるとする。注目すべきは、檀那廻りに際して、「伝馬」が使用されることである。これに関連して、同史料には次のような内容も書き留められている。

【史料7-1】

御伝馬御証文之写書上候左之通

在庁被廻候伝馬七疋所々無相違出し可申者也

寛永六年十月十二日 御印判

領分中代官

肝煎

給人方

右之通少茂相違無御座候、此度御書替被成下置度奉願候、右之趣幾重ニ茂奉願候、何卒格別之以思召被 仰付被下置度御披露奉頼候、以上

天明六年八月 羽黒山御師

真田在庁 印

南部森岡

寺社御奉行所（後略）

本史料は、寛永六年時点での「伝馬」の使用を記しつつ、「伝馬」を使用しての檀那廻りの実施をうかがわせるものである。また、その内容が天明六年時点で由緒化していることを示している。

さらに、次の史料は、羽黒山の役人である星野豊助が、真田家が羽黒山を出立して、南部森（盛）岡までの間、駅々の問屋へ人馬を差し差すことを示している。「本馬 老疋」とあるように、檀那廻りに人馬が使用されたことが判明する。

【史料7—2】

覚

一・本馬 耆正

右者真田在庁、当月十七日庄内羽黒山致出立、南部森岡迄罷越候間、駅之人馬無滞差出シ可被給候、以上

未八月十五日

羽黒山役人 星野豊助

清川口より仙台呼子南部岡柳通森岡迄

駅々 問屋中

以上のように、真田家の南部藩への檀那廻りは、藩主への祈禱札の献上とともに、伝馬を使用した形で盛岡藩領で実施していたことが判明する。これらは玉蔵坊の格式と関連する事象となろうが、遅くとも寛延期以降、大勝寺の「惣頭役」の成立とともに、玉蔵坊の盛岡藩での立場は一定程度容認されていたと評価されよう。これまで十九世紀以降に真田式部家の復活が指摘されてきたが、それ以前より、盛岡藩における立場は確保されていたとみられる^{註30}。

むすびに

本稿では、羽黒修験の玉蔵坊を事例に檀那場の問題を中心に述べてきた。主な内容を整理し、最後に今後の課題を述べてむすびにかえたい。

第一章では、玉蔵坊の檀那場に関係する史料を確認し、その上で湯殿参詣の宿坊に羽黒修験も関係する旨を述べた。注目すべきは、このような檀那場のあり方であった。表1にみたように、肝煎の他、真言宗や本道寺行人などのように、明らかに羽黒山系統の天台宗から外れた人々の存在がみられた。いわば宗派をこえた形での羽黒山や湯殿山への参詣道者のあり方は注意されよう。また、一部には本山派修験の例もみられたように、これまで羽黒派と本山派は対立や分化のあり方に注目されてきたが、むしろ共存関係をとっていた。東北の本山派修験の例もみられたように、これ湯殿山との関係を捨象せずに、今後は安易に分化して捉えることよりも、むしろ共存のあり方に視点をもつべきであろう。

第二章では、寛延三年における大勝寺の「惣頭役」の成立に伴う動向を取り上げた。これまでも研究成果のある内容だが、「雑書」の内容も確認しつつ、羽黒修験の一派法式の確立を進める状況を述べた。但し、史料5によれば、あくまでも盛岡藩では本山派修験を優位とも評せる形での法令がみられた。

第三章では、南部家などとの由緒を確認し、藩への献上行為や伝馬を取り上げた。特に、藩主への祈禱札の献上行為は、羽黒修験の南部藩におけ

る活動の容認とも関係しているとみられる。また、修験の格式にも関係しようが、伝馬使用の例もみられた。本事例から、檀那廻りに伴う修験の移動手段は、今後は注意すべき事象となろう。

以上、本稿では玉蔵坊の事例をみてきたが、以下の点を示したい。これまでの当該期の宗教者編成の研究史では、宗教者ごとの本所を軸とした分析が中心に試みられてきた^(註31)。しかしながら、本稿の例では、本山派修験と羽黒修験の分化が不明確であったことが指摘できる。これは比較的近くに「国峰」と評せる羽黒山や湯殿山が存在していることが要因の一つであろう。このような檀那場のあり方こそが、冒頭で述べたように羽黒修験と本山派修験の対立の背景とみられる。したがって、今後は、「国峰」に注意した上で慶長期などの十七世紀初頭の宗教者間の争論の意義を改めて問い直すことが重要になろう。他方、藩主(南部藩)個人の動向に羽黒修験が規定され、それが由緒化していたこともみられた。当該期の藩政下における修験を中心とした宗教者の編成は、藩主の意向を由緒化しつつ、本所側(聖護院など)による在地の羽黒派・本山派の共存性を組み込んで進展させていた^(註32)。換言すれば、羽黒修験は、各藩の自立性をそれぞれに組み込みつつ、檀那場での活動を正当化していたことになる。したがって、羽黒山からみて信仰圏の特徴を示す場合は、これらの藩レベルでの違いを組み込んだ理解が重要となろう。当該期における羽黒修験の檀那場は、本山派修験などとの共存関係の上に成立し、その上で藩主の意向を組み込んで秩序化されていたと評せよう。

〈註〉

1. 拙稿「羽黒修験の由緒形成と羽黒一山改革―玉蔵坊文書の分析を例に―」(『駒澤大学文学部研究紀要』八〇、二〇二三年)、拙稿「羽黒山における宝物改めと檀那場認識―羽黒修験真田玉蔵坊を例に―」(『駒澤大学文学部研究紀要』七九、二〇二二年)参照。本稿で取り上げる玉蔵坊文書は、鶴岡市郷土資料館所蔵資料である。本稿での史料番号は次の成果に依拠している。松尾剛次「真田玉蔵坊文書と同文書目録」(『山形大学人文科学部研究年報』七、二〇一〇年)。
2. 宮家準『羽黒修験―その歴史と峰入―』(岩田書院、二〇〇〇年)一一三頁―一六頁。
3. 森毅『修験道霞の史的研究』(名著出版、一九八九年)。なお註2の宮家氏の見解は、森氏の成果をふまえたものである。
4. 同「宗教者・職人における「場」の所有」(『新体系日本史三 土地所有史』所収、山川出版社、二〇〇二年)三七八頁―三九六頁。他に、近年の檀那場を取り上げた成果に以下がある。遠藤公洋「中近世の戸隠山とその信仰―「離山」と配札を手がかりに―」(『信越国境の歴史像―「間」と「境」の地方史―』所収、雄山閣、二〇一七年)。
5. 藤田定興『近世修験道の地域的展開』(岩田書院、一九九六年)八五頁―八七頁。

6. 拙著『日本近世の宗教と社会』（思文閣、二〇一一年）。当該期における宗教者編成の問題と深く関連し、二〇〇〇年代以降は本山派、羽黒派、それぞれの組織編成上の分化のあり方に関心があったとみられる。他に以下を参照した。大越良裕「戦国大名伊達氏と本山派修験道―天正七年聖護院門跡澄羽州米沢下向の検討を通じて―」（『山岳修験』二七、二〇〇一年）。
7. 同『出羽三山信仰の圏構造』（岩田書院、二〇〇三年）一三頁。
8. 小山貴子『中世修験道の展開と地域社会』（同成社、二〇二三年）一六六頁、同氏は越知山修験の維持管理を取り上げるにあたり、国峰の大規模な例として羽黒山や英彦山、白山、小規模な例として加賀・越中国境医王山や近江国伊吹山を掲げている。他に研究動向として、以下の成果も参照した。由谷裕哉『近世修験の宗教民俗学的研究』（岩田書院、二〇一八年）、時枝務・長谷川賢二・林諄編『修験道史入門』（岩田書院、二〇一五年）。
9. 兼平賢治『南部家 盛岡藩』（吉川弘文館、二〇二三年）、佐藤隆一『南部藩』（現代書館、二〇〇六年）。両氏の成果では、南部藩の寺社編成を取り上げるが、羽黒修験への積極的な言及は認められない。
10. 玉蔵坊文書五―四六八―二。
11. 玉蔵坊文書四―三五〇。寛文十三年の「証文之事」でも檀那場が確認できる（『神道体系 神社編 出羽三山』所収、精興社、一九八二年）三六四頁。
12. 玉蔵坊文書四―三三五。
13. 玉蔵坊文書四―三三六。
14. 玉蔵坊文書五―四六九―二。
15. 『神道体系 神社編 出羽三山』（精興社、一九八二年）。
16. 仙台藩の研究史として以下がある。千葉景一「仙台藩の地方支配機構」（『宮城の研究 第四卷 近世篇Ⅱ』（清文堂、一九八三年）、遠藤匡俊「牡鹿半島における漁村社会―近世の漁業紛争を中心に―」（『宮城の研究 第四卷 近世篇Ⅱ』（清文堂、一九八三年）。特に本稿との関係では大肝煎や肝煎の分析がある。なお、肝煎は関東における名主にあたることが指摘されている。宗教施設の概要は以下も参照した。『牡鹿郡誌』（宮城県牡鹿郡役所、一九二三年）。
17. 玉蔵坊文書四―三三八。
18. 本道寺については以下を参照した。『出羽三山（月山・羽黒山・湯殿山）・葉山』（山形県総合学術調査会、一九七五年）二九九―三〇〇頁。本道寺に限らず、現状において宿坊のあり方は今後の課題としておきたい。

- 19 玉蔵坊文書四―三七七。
- 20 玉蔵坊文書五―四一八。
- 21 玉蔵坊文書のなかには、真田家から発給された神子への「受與状」が伝来する(玉蔵坊文書二―一六七)、このように羽黒修験と神子の関係構築を示す例がある。なお、東北地方の神子については既に神田より子氏の成果がある。同『神子と修験の宗教民俗学的研究』(岩田書院、二〇〇一年)。ここでは神田氏の成果を受けた橋本鶴人氏の近年の成果をみておきたい。同『近世後期における神事舞太夫と修験の争論』(埼玉大学紀要(教養学部))五四卷、二〇一九年)。同氏は、信州における羽黒修験の梓御子への補任授与を取り上げている。神事舞太夫の頭支配を関東・甲信であることを確認しつつ、修験との競合関係に言及している。その他、本山派修験には、神子が正式に位置付けられず、一方で当山派では正式に位置づけられているとし、東北地方の本山派修験を捉える上でも重要な指摘がある。
- 22 拙稿「羽黒修験の由緒形成と羽黒一山改革―玉蔵坊文書の分析を例に―」(『駒澤大学文学部研究紀要』八〇、二〇二三年)。
- 23 玉蔵坊文書五―四五五。ここでは、同史料の表紙と巻末部分を取り上げた。
- 24 『盛岡藩家老席日記 雑書 第二十一卷』(東洋書院、二〇〇八年)三六一頁から三三三頁。「雑書」については以下の見解も参照した。千葉一大「雑書」がない!―「盛岡藩家老席雑書」考―『青山史学』四一、二〇二三年)。
- 25 拙稿「羽黒山における宝物改めと檀那場認識―羽黒修験真田玉蔵坊を例に―」(『駒澤大学文学部研究紀要』七九、二〇二二年)参照。貞享元年と元禄五年の史料を取り上げ、これらの裁定が本山派に優位な裁定であることを示した。
- 26 註3森一三七―一九七頁、二六九―二七八頁参照。
- 27 玉蔵坊文書五―四〇八。
- 28 認識レベルにおいて羽黒山と湯殿山の未分離あり方にも注意したい。
- 29 玉蔵坊文書四―三八一。
- 30 註26参照。
- 31 註6拙著参照。
- 32 藩の宗教政策を捉える上でも、藩主の政治的な意向が注意されよう。また、本事象を捉えるでは、藩主と名君論の問題に迫った佐藤大介氏の成果も参照される。同「仙台藩の危機対応をめぐる政治理念と政治過程―天保期を事例に―」(『歴史学研究』一〇四一、二〇二三年)。なお、羽黒山の場合は、庄内藩酒井家との関係を再考すべきとみられる。これまで比較的、酒井家と羽黒修験の対抗関係が指摘されてきたが、本稿で取り

上げたように、羽黒山と酒井家がどのよう^にに由緒化が図られているかが重要になろう。